



中退共と企業型 DC の比較

社会保険労務士 1級 DC プランナー(企業年金総合プランナー) 石渡 和巳

石渡社会保険労務士事務所
連絡先: 〒140-0011 品川区東大井 1-14-24-321

中小企業退職金共済制度(中退共制度)とは

・中小企業退職金共済制度(中退共制度)とは、昭和 34 年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。中退共制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(中退共)が運営しています。しくみとして事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

中退共と企業型 DC の比較

1・制度概要

中退共: 中小企業のための国の退職金制度。(中小企業退職金共済法)

企業型 DC: 確定拠出年金法に基づく企業年金制度(確定拠出年金法)

2・対象企業

中退共: 一定の基準を満たす中小企業

業種	常用従業員数		資本金・出資金
一般業種	300人以下	or	3億円以下
卸売業	100人以下	or	1億円以下
サービス業	100人以下	or	5千万円以下
小売業	50人以下	or	5千万円以下

企業型 DC: 厚生年金適用事業所(1 名から導入可能)

3・対象者

中退共: 従業員のみ(役員は加入不可)

企業型 DC: 厚生年金保険の被保険者(役員も加入可能)

4・掛金

中退共: 法人が負担する掛金は損金

月額 5,000 円から月額 30,000 円までの 16 種類
短時間労働者は月額 2,000 円から

企業型 DC: 法人が負担する事業主掛金は損金
拠出限度額の範囲内で規程に基づき設定

【加入者 1 名あたりの拠出限度額】

他の企業年金制度がない場合: 月額 55,000 円

他の企業年金制度がある場合: 月額 55,000 円
から他制度掛金相当額を控除した額

5・掛金助成

中退共: あり

■新規加入の場合: 制度開始後 4 カ月目から掛金の 1/2 を 1 年間助成(上限 5,000 円)

■掛金変更の場合: 掛金が 18,000 円以下の従業員の掛金増額時は、増額分の 1/3 を 1 年間助成、助成対象外の規定あり

企業型 DC: なし

6・事業主返還制度

中退共: なし

企業型 DC: あり

3 年以内の自己都合等の退職時には掛金相当

額を事業主に返還する設定が可能

7・受け取り

中退共：分割退職金（雑所得）／一時金（退職所得）

企業型 DC：年金（雑所得）／一時金（退職所得）

8・制度移換

中退共：中小企業の要件を満たさなくなる、合併・会社分割等の特定の要件を満たした場合 DB※1※2、DC※2に制度移換が可能

企業型 DC：他制度への制度移換が可能（DB※1、中退共※2）

※1 離転職先等で導入している DB 規約の定めによる、

※2 合併等の場合に限る

が必要となる。

②事業主が制度運営費を負担

③60歳未満での給付は原則不可

※参考

・中小企業退職金共済制度（中退共制度）
（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113598.html>

※確定拠出年についてご相談希望の方は弊社事務所までお問合せをお願いします。初回ご相談は無料で対応させていただきます。

下記 URL または QR コードよりお問合せ下さい。

<https://www.ishiwatasroffice.com/%E3%81%8A%E5%95%8F%E3%81%84%E5%90%88%E3%82%8F%E3%81%9B/>

中退共と企業型 DC のメリット・デメリット

中退共

～メリット～

- ①運営管理の手数料が不要
- ②国の助成金制度あり
- ③中途退職時の一時金給付あり

～デメリット～

- ①中小企業の要件を満たす必要あり
- ②法人役員の加入は不可
- ③1年未満の退職は掛金が掛け捨て

企業型 DC

～メリット～

- ①拠出限度額が、年額 66 万円と大きい
（他に企業年金のない場合）
- ②中途退職の事業主返還が可能
- ③法人役員も加入可能
- ④ポータビリティ制度が充実

～デメリット～

- ①従業員の同意の取得と厚生労働省への申請

